

第7回慢性腎臓病療養指導看護師（DLN） 認定再更新要項

1. 認定の更新について

日本腎不全看護学会が関連学会*1と認定する慢性腎臓病療養指導看護師*2の水準の高い看護実践の質を維持、向上するため、認定更新制を施行する。慢性腎臓病療養指導看護師は、認定後5年毎の認定更新審査を受けねばならない。但し、認定更新制度は「再々更新」をもって終了する。

*1 日本透析医学会・日本腎臓学会・日本移植学会・日本泌尿器科学会・日本腹膜透析医学会の5学会

*2 慢性腎臓病療養指導看護師：平成29年度より、「透析療法指導看護師」から名称変更

2. 更新資格

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること(准看護師は不可)
- 2) 認定資格を有する5年間継続して一般社団法人 日本腎不全看護学会正会員であり、慢性腎臓病療養指導看護師であること。
- 3) 認定資格を有する5年間に通算3年以上、病院、クリニック、保健福祉施設、訪問看護ステーション、保健所、教育機関等の施設で慢性腎臓病患者の療養生活支援業務に従事していること。但し、常勤・非常勤・パートの別は問わない。勤務時間数も問わない。
- 4) 認定資格を有する5年間で、申請者本人が1回以上日本腎不全看護学会学術集会、あるいはDLNが開催するDLNセミナーのうち、認定委員会の承認を得た「研究会」^{註1}において、筆頭者として学会発表していること、あるいはスタッフの学会発表を支援していること。発表については、口演・ポスター・交流集会を含む。

* スタッフの学会発表支援の場合は、社会的・教育的活動報告に明記すること

* 更新時に提出した事例報告を「実践報告」としてポスター発表することも可

註1：認定委員会の承認を得た「研究会」

DLNが開催するDLNセミナーのうち、認定委員会が全国規模の研究会としての条件を審査し、承認した「研究会」である。承認要件は、学会同様の発表システムが制度化されていること、発表に際して研究倫理の審査をする会であることである。(尚、2019年度現在、認定委員会の承認を得た研究会は、「九州CKD看護研究会」のみ)

- 5) 認定資格を有する5年間の実績として、慢性腎臓病療養指導の事例報告を1例と、社会的・教育的活動報告(箇条書き)を提出すること。ただし、事例報告は「看護実践事例」もしくは「看護管理事例」より選択可。
- 6) 認定資格を有する5年間に、更新ポイントを70ポイント以上取得できていること。また、70ポイントのうち「治療選択特別研修」を含むDLN研修を32ポイント取得すること。但し、DLN研修のポイント取得には、暫定期間を設けているので、「6. 研修受講要件」を参照のこと。
- 7) 認定更新申請者は、申請書類を更新審査料とともに提出しなければならない。
 - * 但し、認定再更新の延長を希望する場合は、ホームページ上の「認定更新の延長」を参照のこと。

3. 申請手続き及び必要書類

【重要】本年度の申請(2020年1月の申請)より、申請手続きのオンライン化が実施されます。従来の書面での手続きと変更がございますので、ご注意ください。なお、申請システムの具体的な手順等は追って広報をいたしますので、引き続き本学会ホームページの情報発信にご留意ください。

本学会ホームページより、DLN 認定試験受験・更新申請システム にアクセスして必要情報を登録し、申請を行ってください。以下の項目について、DLN 認定試験受験・更新申請システムのフォームに入力あるいは書類をスキャンした画像データをアップロードしてください。書類をスキャンできる環境にない者は、スマートフォンなどで撮影した画像データのアップロードも可とします。ただし、不鮮明な画像の場合は、再提出を求める場合もあります。

【申請に入力・アップロードが必要な項目】

- ・会員番号・会員情報管理システム(SOLTI)パスワード
- ・氏名
- ・証明写真(3ヶ月以内に撮影したもの。デジタルデータをアップロードする)
- ・現住所
- ・勤務先施設名／所属部署名／所在地
- ・慢性腎臓病療養指導看護師認定証(デジタルデータをアップロードする)
- ・主な職歴(現在から遡って規定年数を満たすまで入力する。慢性腎臓病領域看護経験年数が明確になるように入力すること)
- ・取得した認定更新資格ポイント／ポイント取得の証明書類(下記の「4.認定更新資格のポイントについて」参照)
- ・日本腎不全看護学会学術集会、あるいはDLNが開催するDLNセミナーのうち、認定委員会の承認を得た「研究会」において筆頭者として発表した際の抄録または発表支援をしたスタッフの抄録(下記の「4.認定更新資格のポイントについて」参照)
- ・事例報告および社会的・教育的活動報告(下記の「5.事例報告および社会的・教育的活動報告について」参照)

4. 認定更新資格のポイントについて

1)ポイント要件

本学会が認めた研修会・学会への参加や、発表または雑誌掲載論文など自己研鑽の実績が規定の70ポイント以上に達していることが必要です。各ポイントは、ホームページに公開されているポイント一覧表を参照してください。

- ・申請の際は、70ポイント以上の入力は不要
- ・直近の取得したポイントから入力し、原則5年以内に取得したポイントを有効とします。

2)ポイント取得の証明書類について

- ・学会・研究会参加に関するポイントの証明については、学会・研究会参加の参加証・受講証・修了証等をスキャン(または撮影)し、画像ファイルをアップロードしてください。証明書類には、①学会・研修会の名称、②開催日が明記されていることが必要です。

- ・学術集会での発表、学会誌掲載論文の証明については、それぞれの抄録をスキャン(または撮影)し、画像ファイルをアップロードしてください。抄録掲載ページに学会名、発表 or 掲載年、筆頭 or 共同が記載されていない場合は、抄録に手書きで記載後スキャン(または撮影)したものをアップロードしてください。
- (2. 更新資格4)の証明書類も同様)
- ・各種資格の認定証は、スキャン(または撮影)し、画像ファイルをアップロードしてください。

5. 事例報告(様式1)および社会的・教育的活動報告(様式2)について

1)慢性腎臓病領域での実践に関する事例報告を1事例提出してください。

(1)看護実践の事例報告

日頃の看護実践の中からテーマを決定し、事例報告としてまとめてください。

(2)看護管理の事例報告

看護管理者の場合は、管理に関する事例報告の提出でも可とします。看護管理事例とは、看護現場における人材育成・業務改善・組織作りなどの実践活動をさします。

(3)作成方法

- ①Microsoft社のWordを使用し、様式1を用いて作成してください。
- ②1ページ目は表紙になっているため、必要事項を記入してください。
- ③2ページ目より事例報告を記述します。
- ④書式は、1ページに40文字40行、フォント明朝体文字サイズ10.5に設定されているため、変更しないでください。
- ⑤規定文字数は、4,000字～6,000字です。(ただし、図・表などの資料は文字数にカウントしない)
- ⑥ブラインド審査を行うため、氏名および所属は一切記載しないでください。
- ⑦作成したWordファイルのまま送信してください。

(4)注意事項

- ①事例報告作成前にホームページに掲載している「事例の書き方」を必ず熟読してください。
- ②事例報告は独自の内容に限ります。剽窃・盗用が認められる場合は、不合格となります。
表紙には「剽窃・盗用は一切ない」主旨の一文が記載されています。これに反する場合は、事例報告を提出することはできませんのでご注意ください。

2)社会的・教育的活動報告について報告してください。

(1)記載方法

- ①Microsoft社のWordを使用し、様式2を用いて作成してください。様式に設定されている書式は変更しないでください。
- ②下記の例を参照し、慢性腎臓病領域の看護に関連するあなたの活動について箇条書きで記述してください。
- ③それぞれの活動は、直近のものから記載し、1ページに収めてください。
- ④記載例

<社会的活動>

- ・各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の運営・企画に関する活動
 - ・各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の講師、座長や演者(発表者)
- (講師、座長などの種別と日時・学会(研究会)名・発表テーマのみ記載すること。抄録は不要)

・論文・著書発表

(日本腎不全看護学会誌投稿規定の「文献記載」に準じて記載すること。論文および抄録は不要)

<教育的活動>

・所属する部署や施設内外で学習会開催などの企画・運営に関する活動

(2)スタッフの学会発表支援の記載方法

筆頭発表者、発表年、発表した学会名、発表演題を記載する

6. 研修受講要件

1) DLN 研修について

認定資格を有する 5 年間の期間に 32 ポイント取得することが必要です。

ただし、今年度までは 24 ポイント以上の取得にて認定更新申請が可能です。

* 2021 年 5 月の認定更新申請者より、32 ポイント以上の取得要件が適用されます。

2) 治療選択特別研修について

会員全員を対象とした必修研修として開催しています。「治療選択特別研修」を受講している場合は、DLN 研修としてのポイント対象となります。

7. 認定再更新審査の流れ

1) 審査は、申請書類と事例報告および社会的・教育的活動の審査を行います。この2つの審査により「認定再更新承認」、「認定再更新保留」、「認定再更新承認不可」のいずれかに判定されます。

2) 申請書類に不備がある場合は、「認定再更新承認不可」と判定されますので、後述の「申請書類確認リスト」を用いて必ずご確認ください。

3) 申請期間は 2020 年 4 月 20 日(月)～5 月 22 日(金)17 時まで

※例外は一切認められませんので、期限を厳守してください。

4) 申請期間中に DLN 認定試験受験・更新申請システムより審査料(30,000 円)をクレジット決済にてお支払いください。

5) 審査の結果は、2020 年 7 月末までに E メールにて通知いたします。ただし、審査結果により、事例報告の再提出を求められることがあります。

6) 認定再更新の承認を得られた場合は、期限までに登録料(20,000 円)をクレジット決済にてお支払いください。お支払いの確認が得られ次第、認定証を送付いたします。

7) 重要な通知を確実にお届けするため、転居、転属、退職等された場合はただちにオンラインシステムにて登録情報を変更してください。

8. 申請に必要な提出書類確認事項

申請書類に不備がないよう、申請前に以下の項目を確認してください。

項目	確認内容	確認
申請者情報	① 必要事項の記入	
	② 証明写真のアップロード	
	③ 慢性腎臓病領域看護経験年数(3年以上)の記載	

ポイント取得	① 70ポイント以上の記載はしていない	
	② 70ポイントは5年以内に取得したものである	
	③ 証明書類には、「学会・研修会の名称」、「開催日」が明記されている	
	④ 抄録には学会名、発表 or 掲載年、筆頭 or 共同が記載されている	
事例報告	① 「事例の書き方」を読んでから事例報告を作成した	
	② 事例報告には、一切の剽窃・盗用はない	
	③ 様式1に設定されている書式で作成した	
	④ 規定の4,000字～6,000字を満たしている	
	⑤ 氏名は記載していない	
	⑥ 提出前に「事例の書き方」に掲載している「自己チェック表」を確認しながら推敲した	
社会的・教育的活動報告	① 様式2に設定されている書式で作成した	
	② 各活動は直近の活動から箇条書きで記載した	
	③ 活動報告は1ページに収めた	
受験料の支払い	申請システムより審査料(30,000円)をクレジット決済した	

<問い合わせ先>

一般社団法人日本腎不全看護学会 事務局

DLN 認定窓口

E-mail: g045dln-info@ ml.gakkai.ne.jp